

## Japan Tax Newsletter

デロイト トーマツ 税理士法人

2025 年 5 月 1 日号

### Global Investment & Innovation Incentives (G<sup>3</sup>)

#### 地域未来投資促進税制の概要

##### Executive Summary

- 地域未来投資促進税制は、事業者の投資する建物・機械等の設備が、地域の特性を活かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済効果を及ぼす場合に、税額控除又は特別償却を適用できる制度である。
- 本税制の適用に当たっては、「地域経済牽引事業計画」を作成し、都道府県知事の承認及び主務大臣からの確認を受ける必要がある。
- 令和 7 年度税制改正では、3 年間の適用期限の延長とともに、諸要件の変更、上乗せ要件に係る新たな類型（高成長投資枠）の追加等が行われた。新設された高成長投資枠によって上乗せ要件の対象者が拡大した一方で、全体としては要件が厳格化されたといえる。

#### 1. 地域未来投資促進税制の概要

##### (1) 概要

地域未来投資促進税制は、地域の特性を活かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済効果を及ぼす「地域経済牽引事業」を促進することを目的に、平成 29 年度税制改正により創設された制度である。事業者は、都道府県等が作成する基本計画に適合する「地域経済牽引事業計画」（以下「事業計画」）を策定し、同事業計画において事業の用に供する建物・機械等の設備投資に対して、当該設備の取得価額の一定割合の税額控除（2～6％）又は特別償却（20～50％）を適用できる（対象投資の上限額：80 億円）。（措法 42 の 11 の 2、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「地域未来投資促進法」）25）。

地域未来投資促進税制の適用に当たっては、都道府県及び関係市町村が作成する基本計画に適合する事業計画を策定し、都道府県知事による承認を受けた上で、主務大臣による課税特例の確認を受ける必要がある。また、対象となる設備は、事業計画の承認後に着工し、主務大臣による確認書の交付後に取得したものであって、令和 10 年（2028 年）3 月 31 日までに事業供用した設備に限られる（措法 42 の 11 の 2）。

##### (2) 対象資産

地域未来投資促進税制の適用対象となる資産は、事業計画に従って新設又は増設される、取得価額の合計額が 1 億円以上である施設又は設備（以下「特定地域経済牽引事業施設等」）を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物（以下「特定事業用機械等」）であって、製作若しくは建設の後事業供用されたことのない設備である（措法 42 の 11 の 2①②、措令 27 の 11 の 2）。

(3) 課税の特例

次項に記載の適用要件を満たし、都道府県知事による事業計画の承認、及び主務大臣による確認を受けた事業者は、下表の特別償却又は税額控除を受けることができる。なお、適用対象となる特定事業用機械等の投資額上限は 80 億円であり、税額控除上限は調整前当期法人税額の 20％である（措法 42 の 11 の 2①②）。

| 設備投資の種類             | 特別償却 | 税額控除 |
|---------------------|------|------|
| 機械装置・器具備品           | 35％  | 4％   |
| 上乗せ要件を満たす場合         | 50％  | 5％   |
| 特定中堅企業向け上乗せ要件を満たす場合 | 50％  | 6％   |
| 建物・建物附属設備・構築物       | 20％  | 2％   |

2. 適用要件

(1) 都道府県知事による要件

都道府県知事による事業計画の承認取得に当たっては、都道府県及び関係市町村が作成する基本計画に適合する事業計画の策定が必要である。事業計画の承認要件<sup>1</sup>として以下の 3 点が挙げられているが、具体的な内容・水準は基本計画ごとに異なることから、対象地域となる都道府県及び市町村の作成する基本計画を確認する必要がある（地域未来投資促進法 13④）。

【地域経済牽引事業の要件】

| 項番  | 要件（地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針第一イ（2）） |
|-----|---------------------------------------|
| (ア) | 地域の特性を活用すること                          |
| (イ) | 高い付加価値を創出すること                         |
| (ウ) | 地域の事業者に経済的効果（取引額、売上、雇用者数等の増加）が見込まれること |

(2) 国による要件

国（主務大臣）による課税特例の確認書交付に当たっては、当該事業者の事業計画が以下の要件<sup>2</sup>を満たすことが必要である（地域未来投資促進法 13⑦、25）。なお、上乗せ要件又は特定中堅企業者向け上乗せ要件を満たす事業者については、より高い割合の特別償却又は税額控除を受けることが可能である（措法 42 の 11 の 2①②、措令 27 の 11 の 2②③、租税特別措置法施行令第 5 条の 5 の 2 第 2 項及び第 27 条の 11 の 2 第 2 項の規定に基づく地域の成長発展の基盤強化に著しく資するものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して定める基準を定める件（以下「令和六年経済産業省告示第百三十号」））。

【課税の特例の要件】

以下に示す要件①～⑥を満たすこと（地域未来投資促進法 13⑦、25、地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準 1）。

| 項番                 | 要件（地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準 1 一～四の二）                                                                                                                                  |                    |                                                                                      |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| ①                  | 先進性を有すること（又は災害特例に該当すること）<br><table><tr><td>災害特例<br/>（先進性要件の免除）</td><td>承認地域経済牽引事業の実施場所が特定非常災害（直近では令和 6 年度能登半島地震が指定。同地震に係る対象期間は終了）の対象区域であること<br/>※上乗せ措置の適用は不可</td></tr></table> | 災害特例<br>（先進性要件の免除） | 承認地域経済牽引事業の実施場所が特定非常災害（直近では令和 6 年度能登半島地震が指定。同地震に係る対象期間は終了）の対象区域であること<br>※上乗せ措置の適用は不可 |
| 災害特例<br>（先進性要件の免除） | 承認地域経済牽引事業の実施場所が特定非常災害（直近では令和 6 年度能登半島地震が指定。同地震に係る対象期間は終了）の対象区域であること<br>※上乗せ措置の適用は不可                                                                                           |                    |                                                                                      |
| ②                  | 対象事業の労働生産性の伸び率が 4％以上、又は投資収益率が 5％以上であること                                                                                                                                        |                    |                                                                                      |
| ③                  | 特定地域経済牽引事業施設等の設備投資額が 1 億円以上であること                                                                                                                                               |                    |                                                                                      |
| ④                  | 設備投資額が前年度償却費の 25％以上であること                                                                                                                                                       |                    |                                                                                      |
| ⑤                  | 対象事業の売上高伸び率が、ゼロを上回り、かつ過去 5 年度の対象事業に係る市場規模の伸び率より 5％以上高いこと                                                                                                                       |                    |                                                                                      |
| ⑥                  | （過去に認定を受けた計画があり、本件の申請が 2 回目以降の場合）旧計画が終了しており、その労働生産性の伸び率 4％以上かつ投資収益率 5％以上であること                                                                                                  |                    |                                                                                      |

1 「[地域未来投資促進法における基本計画のガイドライン](#)」（経済産業省ウェブサイト（PDF））3-4 頁を参照  
2 「[地域未来投資促進法における地域経済牽引事業計画のガイドライン](#)」（経済産業省ウェブサイト（PDF））18-30 頁を参照

#### 令和 7 年度税制改正のポイント①：先進性要件の厳格化

- 令和 7 年度税制改正前においては、先進性の要件について定性要件及び定量要件が設定されていたものの、先進性の評価において定量要件を満たす事業であれば一定程度の先進性が認められるものとされていた
- 改正後においては、定性要件、定量要件がそれぞれ独立した要件として設定され、その双方を満たす必要が生じた。特に定性要件については、評価委員の半数以上が先進性があると認める必要があるだけでなく、評価委員のうち 1 名でも先進性がないとされる類型に該当すると判断した場合には、要件を満たさないとみなされる<sup>3</sup>
- そのため、本税制の申請を検討する初期段階で、定性要件の充足可能性を注意深く検討する必要がある

#### 令和 7 年度税制改正のポイント②：投資規模要件の引上げ

- 令和 7 年度税制改正前においては、対象となる設備投資額は 2,000 万円以上かつ前年度償却費の 20% 以上とされていたが、改正後の新制度においては 1 億円以上かつ前年度償却費の 25% へと引上げられた（措令 27 の 11 の 2①、地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準 1 三、四）。地域への影響力の大きい、より大規模な投資が求められているといえる

#### 【上乗せ要件】

課税の特例の要件（要件①～⑥）に加えて、要件⑦（（ア）～（ウ）のいずれか）と要件⑧を満たすこと（措法 42 の 11 の 2①②、措令 27 の 11 の 2②、令和六年経済産業省告示第百三十号、地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準 1）。

| 項番 | 要件（地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準 1 五）    |                                                                           |
|----|----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| ⑦  | （ア）                                          | 直近事業年度の付加価値額増加率が 8% 以上かつ創出される付加価値額が 1 億円以上であること                           |
|    | （イ）                                          | 対象事業において創出される付加価値額が 3 億円以上、かつ、事業を実施する企業の前年度と前々年度の平均付加価値額が 50 億円以上であること    |
|    | （ウ）                                          | 高成長投資枠に該当すること（以下の要件 a、b、c を全て満たすこと）                                       |
|    |                                              | a 対象事業が指定業種*、又は指定業種に該当する事業者と直接の取引関係（出荷額又は仕入額の 50% を超える出荷又は仕入れ）を有する事業であること |
|    |                                              | b 減価償却資産の取得予定価額の合計額が 10 億円以上であること                                         |
| ⑧  | c                                            | 1 億円以上の付加価値額を創出すると見込まれるものであること                                            |
|    | 労働生産性の伸び率が 5%（中小企業者は 4%）以上かつ投資収益率 5% 以上であること |                                                                           |

\*指定業種とは、承認の際に適合すると認められた同意基本計画において、次の要件を満たすものとして都道府県又は市区町村に指定された業種を指す（地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準 1 五イ（3）（i）、地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針第一八（2））。

| 項番  | 要件 <sup>4</sup>                                                              |                                                                      |
|-----|------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| i   | 以下のいずれかを満たすこと                                                                |                                                                      |
|     | α                                                                            | その地方公共団体におけるその業種の付加価値額の直近 5 年の増加率がその業種の全国増加率と比べて 5% 以上高いこと           |
|     | β                                                                            | 直近年のその業種の付加価値額のその地方公共団体における総付加価値額に占める割合が、その業種の全国に占める割合と比べて 1% 以上高いこと |
| ii  | その地方公共団体におけるその業種の売上高の総額、就業者の総数又は給与の総額のいずれかについて、直近 5 年間の伸び率が 10% 以上であること      |                                                                      |
| iii | その地方公共団体において、その業種の振興に関する具体的な目標等を定めており、予算措置等の具体的な取組が実施されている、もしくは実施される見込みであること |                                                                      |

3 「[地域未来投資促進法における地域経済牽引事業計画のガイドライン](#)」（経済産業省ウェブサイト（PDF））18 頁を参照

4 「[地域未来投資促進法における基本計画のガイドライン](#)」（経済産業省ウェブサイト（PDF））7-8 頁を参照

### 令和 7 年度税制改正のポイント③：高成長投資枠の新設

- 都道府県及び関係市町村が指定する重点分野（指定業種）を後押しするため、上乗せ措置の対象として「高成長投資枠」に対する新たな類型が追加された
- ただし、指定業種の選定要件が比較的厳しく、高成長投資枠を適用するハードルは一定以上高いと想定される

### 【特定中堅企業者向け上乗せ要件】

全事業者向けの上乗せ要件（要件⑦（ア）、（イ）及び⑧）に加えて、要件⑨～⑪を満たすこと（措法 42 の 11 の 2 ②、措令 27 の 11 の 2③、令和六年経済産業省告示第百三十号、地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準 1）。

なお、要件⑦については、（ア）及び（イ）の両方を満たす必要がある点、（ウ）をもって上乗せ要件を満たす事業者は特定中堅企業向け上乗せ要件の対象外である点に留意されたい。

| 項番 | 要件（地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準 1 六） |
|----|-------------------------------------------|
| ⑨  | 産業競争力強化法における、十分な経営能力を有する特定中堅企業者であること      |
| ⑩  | 「パートナーシップ構築宣言」の登録を受けていること                 |
| ⑪  | 設備投資の取得予定価額の合計額が 10 億円以上であること             |

## 3. 手続

本税制の適用を受けるためには、都道府県知事による事業計画の承認を受けた上で、国（主務大臣）による課税特例の確認を受けることが必要である（以下①～③<sup>5)</sup>）。なお、対象資産にかかる工事の着工は都道府県知事による事業計画の承認後、対象資産の取得は国（主務大臣）による確認書の交付後である必要がある（以下④）（地域未来投資促進法 13、25）。

| 項番 | 手続      | 概要                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|----|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①  | 事業計画の作成 | 投資対象となる地域（促進区域）の都道府県及び関係市町村の基本計画に適合する事業計画を作成する。                                                                                                                                                                                                                                          |
| ②  | 都道府県の承認 | 作成した事業計画について、促進区域を管轄する都道府県知事へ承認申請を行う。都道府県知事は事業計画が基本計画に適合すると認める場合には、これを承認する。                                                                                                                                                                                                              |
| ③  | 国の確認    | 都道府県の承認を得た事業者は、経済産業局へ確認申請書を提出し、主務大臣の確認を受ける。経済産業局は、必要に応じて事業者に対して事業の概要等に関する説明を求める。主務大臣は、対象事業が基準に適合すると認める場合には、事業者に対し確認書を交付する。<br>なお、主務大臣による確認日 <sup>6)</sup> は現在おおよそ 2 カ月に 1 度のペースで設定されており、確認日ごとに「主務大臣把握のための事前締切り」及び「確認申請書の締切り」が設定されていることから、あらかじめ確認申請スケジュールを確認の上で、余裕をもって経済産業局へ相談することが必要である。 |
| ④  | 設備投資    | 事業者は、主務大臣による確認を受けた後に、事業計画に従った投資を行う（建物及びその附属設備並びに構築物については、都道府県による計画承認後であれば、国（主務大臣）による計画確認前に着工することが可能である）。令和 10 年 3 月 31 日までに取得し、事業の用に供した場合に、課税の特例の適用を受けることができる。                                                                                                                           |

5 「[地域未来投資促進法における地域経済牽引事業計画のガイドライン](#)」（経済産業省ウェブサイト（PDF））30-31 頁を参照

6 「[税制支援](#)」（経済産業省ウェブサイト）「主務大臣の確認申請スケジュール」を参照

#### 4. おわりに

本税制は、度重なる改正を経て要件が複雑化している。特に、上乗せ要件、特定中堅企業者向け上乗せ要件は非常に複雑であることから、初期的な検討段階においては上乗せ要件に囚われすぎず、まずは都道府県の承認要件、課税の特例の要件を満たしているかについて確認することが推奨される。特に投資の下限値及び先進性の定性要件は他の要件に先んじて検討されたい。また、都道府県の承認、国（主務大臣）の確認という二度の承認・確認プロセスが必要であることも踏まえ、余裕を持った申請スケジュールを設定し、要件の確認・申請を進めることが重要である。

※本ニュースレターの執筆は、令和 7 年 4 月 21 日現在の情報に基づくものである。

（東京事務所 三浦 正暁、井上 誠）

#### < 関連ページ >

- [Japan Incentive Insights](#)

## お問い合わせ

### デロイト・トーマツ税理士法人

#### 東京事務所

所在地 〒100-8362 東京都千代田区丸の内 3-2-3

丸の内二重橋ビルディング

Tel 03-6213-3800（代）

#### 大阪事務所

所在地 〒541-0042 大阪府大阪市中央区今橋 4-1-1

淀屋橋三井ビルディング 5 階

Tel 06-4560-8000（代）

#### 名古屋事務所

所在地 〒450-8503 愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1

JP タワー名古屋 37 階

Tel 052-565-5533（代）

email [tax.cs@tohmatsu.co.jp](mailto:tax.cs@tohmatsu.co.jp)

会社概要 [www.deloitte.com/jp/tax](http://www.deloitte.com/jp/tax)

税務サービス [www.deloitte.com/jp/tax-services](http://www.deloitte.com/jp/tax-services)

令和 7 年度税制改正トピックス [www.deloitte.com/jp/tax/tax-reform](http://www.deloitte.com/jp/tax/tax-reform)

デロイト・トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト・トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト・トーマツ リスクアドバイザー合同会社、デロイト・トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト・トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト・トーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト・トーマツ グループ合同会社を含む）の総称です。デロイト・トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 2 万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト・トーマツ グループ Web サイト、[www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの 45 万人超の人材の活動の詳細については、[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

